

## 4 社会・援護局

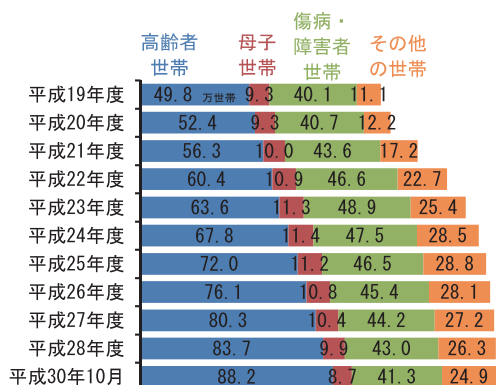
社会・援護局は、困っている人が抱える悩みや課題を他人事にせず、皆で考える地域共生社会の実現に向け、日々の暮らしや働き方の支援、支え合いを行うための様々な取り組みを行っています。数理職員は、その中でも福祉の原点である生活に困窮する方に対する支援である生活保護制度など、様々な分野で活躍しています。

### 保護課

生活保護制度は、憲法が保障する健康で文化的な最低限度の生活を営むための、最後のセーフティネットとして非常に重要な役割を果たしています。その生活保護制度のうち、日々の生活費に相当する生活扶助基準については、5年に1度、その水準が妥当であるかどうかを検証する必要があるため、客観的なデータに基づいた専門的・科学的見地からの検証を行うことが求められています。数理職員は、こういったデータに基づいた分析を行う際、大きな役割を果たしています。

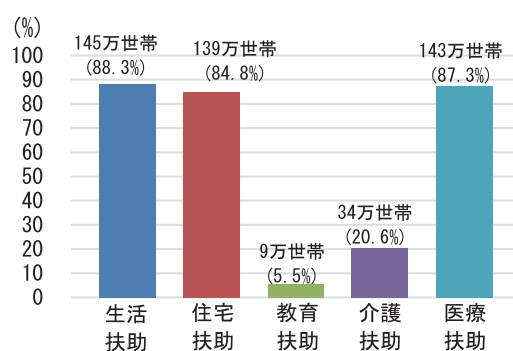
また、生活保護を受給している世帯の動向や医療扶助費等の分析などを行うことを通して、生活保護制度の現状把握や課題に対する解決策を検討するための一翼を担っています。

世帯類型別生活保護受給者数の推移



扶助別被保護世帯数

(平成28年)

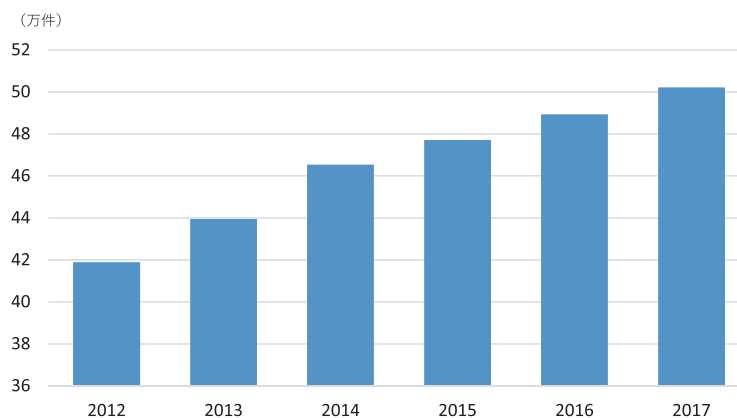


### 地域福祉課 消費生活協同組合業務室

消費生活協同組合（いわゆる「生協」）と言ったときに、学生のみならず、身近なもの、教科書を買ったり、食事を取ったりといった購買生協かもしれません。

一方で、生命保険や損害保険のようなものである「共済」を行っている共済生協も存在します。数理職員は、共済掛金や責任準備金が適切に算出されているかについて、契約者保護の観点から審査等を行っています。

共済給付件数の推移（長期生命）



※ 再共済事業を除く